

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「社会公共への貢献」を経営指針のひとつに掲げ、人類生存の基本である社会の安全の確保に注力するとともに、ステークホルダーの皆様から信頼される企業グループであり続けるために、経営の執行と監督の分離、迅速な意思決定、企業倫理の確立、経営の透明性の確保等によるコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。また、情報開示を重視し、投資家・アナリスト向け決算説明会の開催、機関投資家の皆様への訪問説明の実施等、内外での積極的なIR活動に努めております。

今後とも当社では、世の中の動向を注視しながら、コーポレート・ガバナンスがより有効に機能する組織体制の構築を目指し、諸制度の施策について検討を継続してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
総合商事株式会社	7,388,680	7.24
総合警備保障従業員持株会	6,481,030	6.35
埼玉機器株式会社	5,283,980	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,517,000	4.42
かまくら商事株式会社	4,300,000	4.21
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,261,400	4.17
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント	3,476,900	3.40
東京海上日動火災保険株式会社	3,420,313	3.35
村井 温	2,996,274	2.93
きずな商事株式会社	2,950,000	2.89

支配株主(親会社を除く)の有無	———
-----------------	-----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

———

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
菅野 明	他の会社の出身者				○					○	
大泉 隆史	弁護士				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
菅野 明	○	平成14年4月 全国銀行協会連合会副会長・専務理事退任、平成14年6月 当社取締役就任(現任)、平成15年6月 日本証券金融株式会社社外取締役(現任)、平成16年12月 有限責任中間法人日本卸電力取引所(現一般社団法人日本卸電力取引所)理事長就任(現任)	金融機関を重要顧客とする当社において非常に重要である長年の金融業界における活躍に基づく経験、知識、当該業界の動向を見極める能力に長けており、豊富な経験に基づいた大所高所からの貴重なご意見を期待できることが、同氏を社外取締役として選任した理由であります。 (独立役員として指定した理由) 上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2に該当しておらず、その他にも一般株主と利益が相反するような事情もなく、日本銀行における

		同氏を当社の独立役員として指定しております。	考査役や理事としての活躍等により培った高い監査能力と見識を有しており、一般株主の立場から実効的に経営陣を監視監督する能力が非常に高いと判断したことが、社外取締役の同氏を独立役員とした理由であります。
大泉 隆史	○	平成21年1月 大阪高等検察庁検事長退官、平成21年3月 弁護士登録(第一東京弁護士会)、平成21年4月 弘中総合法律事務所弁護士(現任)、平成21年6月 パイオニア株式会社社外取締役(現任) 同氏を当社の独立役員として指定しております。	法曹界で要職を歴任されるなどして培った法律およびコンプライアンスの専門家としての豊富な知識・経験と高い倫理観に基づき、経営陣に対する実効的な監視監督を期待できると判断したことが、同氏を社外取締役として選任した理由であります。 (独立役員として指定した理由) 上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2に該当しておらず、その他にも一般株主と利益が相反するような事情もなく、法曹界で要職を歴任されるなどして培った法律およびコンプライアンスの専門家としての豊富な知識・経験と高い倫理観を有しており、一般株主の立場から実効的に経営陣を監視監督する能力が非常に高いと判断したことが社外取締役の同氏を独立役員とした理由であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、原則として月に1度、監査法人と取締役会の議事内容やお互いが認識している課題について、情報交換を行うことで監査役監査と会計監査の連携に努めております。監査部は、原則として月に1回、監査役と「監査業務連絡会」で定期的かつ綿密に情報交換を行うことにより監査役監査との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小野澤 義博	他の会社の出身者									○
須藤 秀人	他の会社の出身者									○
大岩 武史	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小野澤 義博		平成21年4月 第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社)関連事業部長(平成21年6月退職)、平成21年6月当社常勤監査役就任(現任)	長年の大手保険会社での活躍により培ってきた豊富な経験や知識などを生かし、当社を客観的・中立的に監視監督する能力が非常に高いと判断したことが、同氏を社外監査役として選任した理由であります。
須藤 秀人		平成17年6月 農林中央金庫退職、平成17年6月 協同リース株式会社(現JA三井リースオート株式会社)常務取締役就任、平成19年2月 同社専務取締役就任、平成20年6月 協同オートリース株式会社(現JA三井リースオート株式会社)代表取締役就任、平成20年10月 JA三井リース株式会社(現JA三井リースオート株式会社)取締役専務執行役員就任、平成21年6月 JA三井リースオート株式会社代表取締役社長(平成23年6月退任)、平成23年6月 当社監査役就任(現任)	長年金融機関で活躍し、代表取締役を務めるなどして培った豊富な経験・能力を生かし、当社を客観的・中立的に監査いただきたいということが、同氏を社外監査役として選任した理由であります。
大岩 武史		平成19年4月 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員就任、平成19年6月 同社取締役常務執行役員就任、平成22年6月 同社取締役専務執行役員就任、平成23年1月 同社取締役副社長執行役員就任(平成23年3月退任)、平成23年4月 独立行政法人日本貿易保険 監事(現任)、平成23年6月 当社監査役就任(現任)	長年の大手損害保険会社での活躍により培った豊富で多様な経験と幅広い見識を生かし、当社を客観的・中立的に監査いただきたいということが、同氏を社外監査役として選任した理由であります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者 更新

該当項目に関する補足説明 更新

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

2011年3月期における役員区分ごとの員数および報酬等の総額は以下のとおりとなります。

取締役(社外取締役を除く)	9名	203百万円
監査役(社外監査役を除く)	2名	28百万円
社外役員	5名	51百万円
合計	16名	283百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会の決議により、取締役においては、総額400百万円、監査役においては総額120百万円を報酬限度額と決定しております。取締役の定額報酬は、役職及び社外取締役、それ以外の取締役の別により定めており、賞与は役職別の定額に、一定の基準に基づき前期の職務執行に対する業績評価を行い算定し、取締役会で決定しております。監査役の定額報酬は、監査役会で取り決めた基準に従って決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて取締役会、監査役会各事務局および総務部、監査部等の関係部署が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役による実効的かつ充実した監査が行われており、経営陣に対するガバナンスが有効に機能しているものと認識しております。

本報告書提出日現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)で構成されております。取締役会は原則として月1回開催し、経営上の重要事項に対する意思決定及び業務執行の監督を行っております。さらに、代表取締役社長を議長とする経営会議を原則として月2回開催し、取締役会に付議すべき案件を決定するとともに、取締役会の決定に基づく業務執行方針の協議を行っております。監査役会は原則として月1回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。また、監査役1名は経営会議に出席し、経営執行状況の適切な監視を行っております。

業務執行体制としては平成14年6月より執行役員制度、平成22年4月1日より社内カンパニー制を導入し、さらに、平成23年4月1日より、最高経営責任者(CEO)および最高執行責任者(COO)を任命することにより、経営と業務執行の役割分担の明確化、経営意思決定の迅速化等に努めております。

取締役の報酬は、社外取締役を除き、役職別に定めており、賞与は役職別の定額に、一定の基準に基づき前期の業務執行に対する業績評価を行い算定し、取締役会で決定しております。

監査役の報酬は、監査役会で取り決めた基準に従って決定しております。

なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これは、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。社外取締役及び社外監査役は、それぞれ前職での活躍に基づく経験、知識等から貴重な意見を期待できること、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場から経営陣に対する実効的な監視監督を期待できることを選任の理由としております。

社外取締役は、社外監査役とともに当社の取締役会に出席し、出席した取締役会において適宜適切な発言を行っております。また、社外取締役は、取締役会が開催される前日に総務部門を所管する担当役員から取締役会で予定されている事項の概要説明を受けるなど実効的な経営の監視に努めております。

社外監査役は、他の監査役と同様に監査部及び監査法人と定期的に情報交換を行うことで監査役監査と内部監査又は会計監査との連携を図っております。

これらの監督又は監査と内部統制部門との関係は次の通りであります。

社外取締役は、取締役会への参加を通じ、内部統制部門等における他の取締役の業務執行状況に対し、独立した立場から監督を行っております。

社外監査役は、他の監査役と同様に内部統制部門に対する業務監査及び会計監査の実施、各種資料の閲覧を通じて、内部統制部門における業務の適法性の評価を実施しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役2名を独立役員として届け出ております。

現在の体制が経営の公正性および透明性を適正に確保しているものと判断し、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年は法定の6日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	開催分散化のため、今年の集中日と予想される6月29日を避けて、その前週である6月24日を開催日としました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月決算説明会、11月第2四半期決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・機関投資家向けIRサイトを開設。決算資料、説明会資料、アニュアルレポート、有価証券報告書、適時開示資料等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任部署であるIR室を設置	
その他	(1)海外機関投資家および国内機関投資家取材対応 (2)個人投資家向けIRイベントへの参加	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念に掲げる「ありがとうの心」は、お客様をはじめ全てのステークホルダーに対し、感謝の意を示すものであります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、CSRの推進を図るため、引き続き警備業法及び関係法令を遵守し、各種の管理・監督体制の整備を行い、コンプライアンスを重視してまいります。また、従来から「ALSOKありがとう運動」、「ALSOKあんしん教室」、「障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の運営」などの社会貢献活動、「グリーン調達活動」、「アイドリングストップ活動」、「エコドライブの推進」、「ハイブリッド車の導入」による環境への取り組みなどを推進してまいりました。</p> <p>この度発生した東日本大震災に対しては、経営指針の一つでもある「社会公共への貢献」の一環として、「ALSOKありがとう運動」の基金および「総合警備連盟(企業グループ)」から日本赤十字社へ義援金を寄付したほか、感染予防用マスク、カイロ等の救援物資の寄贈を行いました。また、ALSOK所属スポーツ選手による街頭募金やチャリティーオークションの実施、社員による有志のボランティア活動に対する特別休暇の付与といった支援活動を行いました。その他雇用支援として、被災企業から内定取り消しとなった学生等を対象に、100名程度の採用を行うことを決定しました。</p> <p>当社グループでは、今後も積極的に企業の社会的責任を果たすべくCSR活動をより一層充実してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は全てのステークホルダーに対して平等に情報提供を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法、金融商品取引法等に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 会社創業以来の精神や社訓を集大成した基本理念として「綜警憲章」を制定し、あらゆる企業活動の前提とする。

(2) 「倫理規程」を制定し、誠実な職務執行と倫理に基づく行動のための規範とする。

(3) 「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス担当役員を指名するとともに、活動状況について、必要に応じ取締役会及び経営会議に報告させる。

(4) 「内部通報規程」を制定し、内部通報体制を確立するとともに、その適正な運用を図る。

(5) 社長直轄の内部監査専管部署を設置し、本社各部及び事業所等に対し、定期的に経営活動を検証し、取締役及び監査役にその結果を報告させる。

(6) 金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告が適正に作成されるための体制を整備し、運用する。

(7) 「取締役会規則」「稟議規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、職務権限を適切に分担させ、担当権限を超えるものについて決裁を義務付けることにより、職務の執行を監視する。

(8) 各種研修を適切に実施し、取締役及び使用人に対し、法令並びに定款及び社内規則に関する教育を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、会計帳簿・計算書類その他業務の執行状況を示す主要な情報の取り扱いに関する規程を制定し、当該情報を適正に保存管理する。

(2) 取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理担当役員を指名するとともに、リスクの予測及び評価を行い、リスクの予防、軽減、移転その他必要な措置を講じ、又はリスク発生時の対処方法を定め、必要に応じ取締役会及び経営会議に報告させる。

(2) 「災害対策規程」を制定し、自然災害時の対策及び体制を整備する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営目標に基づき中期経営計画及び年度経営計画を作成する。

(2) 年度経営計画については、毎月、取締役会及び経営会議に報告し、月次単位で進捗管理を行う。

(3) 「職務権限規程」を制定し、職務権限の分担により、効率的な意思決定を行う。

(4) ITを活用した基幹業務システムにより事業処理を簡素化し、経営及び業務の合理化、効率化を図る。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の業務管理のための規程を制定するとともに、専管部署を設置し、統括管理する。

(2) 子会社に対しては、当社から取締役又は監査役を派遣するなどして、厳正な指導・監督を行う。

(3) 子会社は、各種会議、社内電子掲示板等を通じて当社と情報を共有するとともに、相互に連携してコンプライアンス活動の実施及び内部通報制度の運用を行う。

(4) 当社及び子会社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、そのために必要な社内体制の整備、外部専門機関との連携等の取組みを行う。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置する。

(2) 監査役会事務局員の人事については、監査役会の同意を得るものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、業務に関する重要な事項について報告する。

(2) 監査役は、取締役会及び経営会議に出席する。

(3) 内部監査専管部署は、監査役と相互連携し、定期的に情報交換等を行う。

8 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、社長及び本社各部室長と定期的に意見交換又はヒアリングを行うとともに、各事業所及び子会社へ往査する。

(2) 監査役は、定期的に監査法人と意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社においては、暴力団等反社会的勢力の対応について、倫理規程、警備契約における約款、売買基本契約等への排除条項の記載、内部通報制度の導入、不当要求マニュアル制定等、一定の体制整備は成されていきました。しかし、反社会的勢力の排除に関しては、平成19年6月に政府が指針を発表し、また、これを受け平成21年7月(社)全国警備業協会が具体的な取り組みに関する解説書を示すなど、企業としての対応強化が求められました。

そこで、平成21年10月1日付けで、反社会的勢力対応規程および同マニュアルの制定、また、暴力団等反社会的勢力排除宣言など、反社会的勢力排除の体制強化を図りました。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

当社は、人の生命、身体、財産を守る安全産業である警備業を担う者としての自覚と誇りを持ち、適正な業務の提供に努めるとともに、治安対策に貢献し、企業としての社会的責任を果たすべく、次の事項を基本方針として、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」といいます。)の排除に取り組みます。

1 当社は、倫理規程、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役をはじめとする経営トップ以下、組織全体として反社会的勢力に対応します。

2 当社は、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

3 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力の排除に取り組みます。

4 当社は、反社会的勢力とは、商品およびサービスの提供その他の取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

5 当社は、反社会的勢力による不当要求を断固拒絶します。

6 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

7 当社は、反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、透明性のある対応を行い、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。

8 当社は、反社会的勢力に対する資金提供を絶対に行いません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループでは、創業以来の精神を明らかにした「綜警憲章」において「社会の安全の確保に貢献する」という理念のもと、社員の行動規範を定めておりますが、さらに踏み込んで、内部統制の環境作りを行うとともに、企業倫理担当役員のもと「倫理規程」を制定し、社員の意識向上に努めて参ります。

また、当社の適時開示体制の概要は、下記のとおりです。

1 適時開示に関する基本的な考え方

当社は、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)に沿って、情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断する情報については、できる限り積極的かつ公正・迅速に開示するよう努めます。

2 情報開示のプロセス

(1) 情報取扱責任者等

重要情報の社内管理および情報開示の管理責任者として、取締役会において企画担当役員を情報取扱責任者として選定しております。

また、重要情報の社内管理をより適切に行うため、総務部長を内部情報管理責任者として定めております。

(2) 適時開示実施の担当部署

適時開示実施の担当部署は経営企画部としており、情報開示に関する各種相談窓口となっております。

(3) 情報の集約と管理

適時開示を要する各情報項目について担当部署を定め、本社全所属長に通達しております。各担当部署の所属長は、適時開示を要する情報項目に該当すると思われる事実の決定もしくは発生等を認知した場合は、速やかに情報取扱責任者に連絡し、開示の要否等についての必要な指示を受けるとともに、当該情報が内部者取引規制上の重要事実該当する場合には、内部情報管理責任者にもその旨を連絡し、当該情報の漏洩を防止するための適切な措置を講じるものとしております。

(4) 開示内容等の決定

具体的な開示内容等については、各担当部署の所属長が経営企画部と調整して起案し、社内決裁を得るものとしております。

社内決裁は、取締役会での決議または関係所属長、担当役員、情報取扱責任者および社長への稟議により得るものとし、遅滞なく開示できるよう努めております。

(5) 適時開示の方法

経営企画部は、各担当部署より社内決裁後の開示文章等を受領したい、適時開示規則に沿って、東京証券取引所の提供する適時開示システム(以下、「TDnet」)にて開示しております。

また、TDnetにて開示された後、当社ウェブサイトへ速やかに掲載しております。

会社の機関・内部統制図

本報告書提出日現在の当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況を図示すると次の通りであります。

